

厚生労働省発老0710第1号  
平成29年7月10日

指定都市市長  
各 中核市市長 殿  
市区町村長

厚生労働事務次官  
(公印省略)

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・  
福祉空間整備推進交付金の交付について

標記の国庫交付金の交付については、平成24年7月17日厚生労働省発老0717第2号本職通知「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付について」の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成29年4月1日から適用することとされたので通知する。

新	旧
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（以下「交付金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この交付金は、平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」（以下「実施要綱」という。）第2により市町村（指定都市、中核市及び特別区を含む。以下同じ。）が作成した先進的事業整備計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付することにより、地域における高齢者の生きがい活動や地域貢献等を支援する施設及び設備等の整備事業（以下「施設等整備事業」という。）の推進の実施により介護離職の防止に資することを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 (略)</p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び 地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び<u>地域介護・福祉空間整備推進交付金</u>（以下「交付金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この交付金は、平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び<u>地域介護・福祉空間整備推進交付金</u>実施要綱」（以下「実施要綱」という。）第2により市町村（指定都市、中核市及び特別区を含む。以下同じ。）が作成した先進的事業整備計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付することにより、地域における高齢者の生きがい活動や地域貢献等を支援する施設及び設備等の整備事業（以下「施設等整備事業」という。）の推進の実施により介護離職の防止に資することを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 (略)</p>

新	旧
<p>(交付金の対象除外)</p> <p>4 (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>5 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 先進的事業支援特例交付金</p> <p>先進的事業整備計画に記載された事業につき、次の表の第1欄に定める区分ごとに第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。</p>	<p>(交付金の対象除外)</p> <p>4 (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>5 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 先進的事業支援特例交付金</p> <p><u>(予算目名 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金)</u></p> <p>先進的事業整備計画に記載された事業につき、次の表の第1欄に定める区分ごとに第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。</p>

新			旧		
1 区分	2 基準額	3 対象経費	1 区分	2 基準額	3 対象経費
<u>(削除)</u>			<u>高齢者の介護予防教室などの多様な集いの場や、見守りや安否確認などの生活支援の活動拠点となる「介護予防・生活支援拠点」を整備する事業</u>	<u>実施要綱の第2の3に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額</u>	<u>先進的事業整備計画に基づく介護予防・生活支援拠点の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めたと整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</u> <u>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</u>

新			旧		
<p>既存の小規模福祉施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業</p>	<p>実施要綱の第2の3に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>先進的事業整備計画に基づく既存の小規模福祉施設等におけるスプリンクラー設備等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	<p>既存の小規模福祉施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業</p>	<p>実施要綱の第2の3に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>先進的事業整備計画に基づく既存の小規模福祉施設等におけるスプリンクラー設備等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
<p>認知症高齢者グループホーム等における利用者等の安全性確保の観点から行う防災改修等を実施する事業</p>	<p>実施要綱の第2の3に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>先進的事業整備計画に基づく認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	<p>認知症高齢者グループホーム等における利用者等の安全性確保の観点から行う防災改修等を実施する事業</p>	<p>実施要綱の第2の3に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>先進的事業整備計画に基づく認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

新

(2) 先進的事業支援特例交付金（防犯対策強化事業に係る分）

先進的事業整備計画に記載された事業につき、次の表の第1欄に定める区分における実施要綱の別表1の第1欄に定める対象施設ごとに第3欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費
既存高齢者施設等の防犯対策を強化するために必要な安全対策に要する経費を支援する事業	実施要綱の第2の3に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認められた額	<p>先進的事業整備計画に基づく防犯対策強化事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

旧

(2) 先進的事業支援特例交付金（防犯対策強化事業に係る分）

（予算目名 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金）

先進的事業整備計画に記載された事業につき、次の表の第1欄に定める区分における実施要綱の別表1の第1欄に定める対象施設ごとに第3欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費
既存高齢者施設等の防犯対策を強化するために必要な安全対策に要する経費を支援する事業	実施要綱の第2の3に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認められた額	<p>先進的事業整備計画に基づく防犯対策強化事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

新			旧		
<u>(削除)</u>			<p>(3) 先進的事業支援特例交付金</p> <p>(予算目名 地域介護・福祉空間整備推進交付金)</p> <p>先進的事業整備計画に記載された事業につき、次の表の第1欄に定める区分ごとに、第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。</p>		
			1 区分	2 基準額	3 対象経費
<u>(削除)</u>			「 <u>介護予防・生活支援拠点</u> 」の実施に必要な設備等に要する経費を支援する事業	実施要綱の第2の3に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認められた額	「 <u>介護予防・生活支援拠点</u> 」の実施に必要な設備等に要する経費を支援する事業に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料。

新	旧
<p>(交付金の概算払)</p> <p>6 (略)</p> <p>(交付の条件)</p> <p>7 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 先進的事業整備計画の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(2) 先進的事業整備計画を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(3) 先進的事業整備計画が予定期間内に完了しない場合又は先進的事業整備計画の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生(支)局長に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>(4) この交付金を受けて市町村が事業を実施する場合には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>ア 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生(支)局長の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。</p> <p>イ 地方厚生(支)局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>ウ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>エ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合 <u>(仕入控除税額が0円の場合を含む。)</u></p>	<p>(交付金の概算払)</p> <p>6 (略)</p> <p>(交付の条件)</p> <p>7 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 先進的事業整備計画の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。<u>ただし、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金と地域介護・福祉空間整備推進交付金の経費の配分の変更は承認しないものとする。</u></p> <p>(2) 先進的事業整備計画を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(3) 先進的事業整備計画が予定期間内に完了しない場合又は先進的事業整備計画の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生(支)局長に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>(4) この交付金を受けて市町村が事業を実施する場合には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>ア 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生(支)局長の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。</p> <p>イ 地方厚生(支)局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>ウ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>エ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙5の様式により速やかに地方厚</p>

新	旧
<p>は、別紙5の様式により速やかに、<u>遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに</u>地方厚生（支）局長に報告しなければならない。なお、<u>交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。</u></p> <p>オ この交付金と先進的事業整備計画に基づく事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ当該調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（先進的事業整備計画の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。</p> <p>カ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。</p> <p>キ この交付金に係る交付金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金の補助金の交付を受けてはならない。</p> <p>（5）市町村が、民間事業者が実施する事業（以下「補助事業」という。）に対してこの交付金を財源の全部若しくは一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。</p> <p>ア （4）のイ、ウ、カ及びキに掲げる条件。 この場合において「地方厚生（支）局長」とあるのは「市町村長」と、「国庫」とあるのは「市町村」と、「事業」とあるのは「補助事業」と、「交付金」とあるのは「補助金」と読み替えるものとする。</p> <p>イ 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。</p> <p>ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。</p>	<p>生（支）局長に報告しなければならない。なお、<u>地方厚生（支）局長に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</u></p> <p>オ この交付金と先進的事業整備計画に基づく事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ当該調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（先進的事業整備計画の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。</p> <p>カ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。</p> <p>キ この交付金に係る交付金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金の補助金の交付を受けてはならない。</p> <p>（5）市町村が、民間事業者が実施する事業（以下「補助事業」という。）に対してこの交付金を財源の全部若しくは一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。</p> <p>ア （4）のイ、ウ、カ及びキに掲げる条件。 この場合において「地方厚生（支）局長」とあるのは「市町村長」と、「国庫」とあるのは「市町村」と、「事業」とあるのは「補助事業」と、「交付金」とあるのは「補助金」と読み替えるものとする。</p> <p>イ 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。</p> <p>ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。</p>

新	旧
<p>エ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。</p>	<p>エ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。</p>
<p>オ 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市町村長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。</p>	<p>オ 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市町村長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。</p>
<p>カ 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合 <u>(仕入控除税額が0円の場合を含む。)</u> は、別紙5の様式に準じて速やかに、<u>遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに</u>市町村長に報告しなければならない。なお、補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、<u>補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。</u></p>	<p>カ 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙5の様式に準じて速やかに市町村長に報告しなければならない。なお、補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、<u>市町村長に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。</u></p>
<p>キ 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。</p>	<p>キ 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。</p>
<p>ク 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。</p>	<p>ク 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。</p>
<p>ケ 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付す</p>	<p>ケ 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付す</p>

新

るなど、市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(6)～(8) (略)

8～13 (略)

旧

るなど、市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(6)～(8) (略)

8～13 (略)

新	旧
<p>別紙 1</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 日</p> <p>〇〇厚生（支）局長 殿</p> <p style="text-align: right;">指定都市の長 中核市の長 印 市区町村の長</p> <p>平成 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の交付申請 について</p> <p>標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 交付申請一覧表 別紙（1）－1 のとおり</p> <p>2 平成 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金申請額算出内訳 別紙（1）－2 のとおり</p> <p>（添付書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市、中核市又は市区町村の歳入歳出予算書（見込書）抄本</li> </ul>	<p>別紙 1</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 日</p> <p>〇〇厚生（支）局長 殿</p> <p style="text-align: right;">指定都市の長 中核市の長 印 市区町村の長</p> <p>平成 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び <u>地域介護・福祉空間整備推進交付金</u>の交付申請について</p> <p>標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 交付申請一覧表 別紙（1）－1 のとおり</p> <p>2 平成 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び<u>地域介護・福祉空間整備推進交付金</u>申請額算出内訳 別紙（1）－2 のとおり</p> <p>3 <u>先進的事業支援特例交付金（介護予防・生活支援拠点）に係る 事業計画確認シート</u> 別紙（1）－3 のとおり</p> <p>（添付書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市、中核市又は市区町村の歳入歳出予算書（見込書）抄本</li> </ul>

新

別紙（1）－1（略）

旧

別紙（1）－1（略）



新

(削除)

旧

別紙(1)-3

交付申請用

先進的事業支援特例交付金(介護予防・生活支援拠点)に係る事業計画確認シート

計 画 名 称		都 道 府 県 名	
市 町 村 名		区 域	

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)開始予定日	平成 年 月
----------------------------	--------

1. 詳細な事業計画・事業内容

①総合事業の目標(定量的)

--

②総合事業の内容

--

③新設の理由※新設の場合のみ記入すること。

--

④施設名称及び設置場所

施設名称	
設置場所	

⑤設置主体 ※種別欄には法人種別(社会福祉法人、株式会社等)を、概要欄には定款等に記載された目的・活動・事業等を記載すること。

名 称		種 別	
概 要			

⑥整備事業に要する費用 ※見積書(業者の見積りが提出できない場合は、市町村の建設部局等のものでも可)を添付すること。

総 事 業 費		(単位:千円)
対象経費の実支出額		
交 付 申 請 額		

⑦対象施設の面積等 ※平面図、位置図、写真(建設予定地の状況や既存施設の改修の場合、現況等)を添付すること。

敷 地 面 積		(単位:㎡)
延 床 面 積		
うち事業対象部分の面積		

2. 当該事業が「先進的」である理由 ※当該事業が全国的に見て先進的な事業であると考えられる理由を記載すること。

--

新

(削除)

旧

3. 当該事業の利用者数見込み

当該区域における需要予測		見込み数の考え方												
月間見込総数(人)														
※当該事業の利用者数見込み(潜在的必要見込み数)及びその考え方について記載すること。														
年間見込総数(人)		各月の延利用者数見込み(人)												
開設初年度		月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
※当該事業の「開設初年度」における各月の延利用者数見込みを記載すること。年度途中での開設の場合は、開設日以降の見込みを記載すること。		見込数												
2年度目		月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
※当該事業の「2年度目」における各月の延利用者数見込みを記載すること。		見込数												

4. 当該事業に係る運営費(ランニングコスト)の年間収支見込み ※収入及び支出の予定及び考え方を記載すること。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

5. 当該事業により期待される事業効果

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(参考) 過去の「市町村提案事業」または「地域支え合いセンター」の実施状況及び整備した施設の利用状況

事業実施年度、整備計画名、施設名、設置主体		利用状況													
実施年度	計画名	_____年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	施設名														
	設置主体	延利用者数(人)													
実施年度	計画名	_____年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	施設名														
	設置主体	延利用者数(人)													
実施年度	計画名	_____年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	施設名														
	設置主体	延利用者数(人)													

※過去の「市町村提案事業」(「地域支え合いセンター」により整備した施設)について、事業実施年度、整備計画名、施設名、設置主体及び直近の1年度(4月～3月)の月別延利用者数を記載すること。なお、延利用者数欄には、施設全体ではなく当該事業により整備した部分(多世代交流スペース・コミュニティカフェ等)の延利用者数を記載すること。また、前年度に事業を実施し、終了・開設前でも利用者数把握していない施設については、実施年度、計画名、施設名、設置主体のみ記載すること。記入欄が足りない場合は、追加の様式を作成の上、別紙にて提出すること。

6. 施設・事業所の整備後、利用状況の把握方法及び利用率向上に向けた取り組み等について

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(注) 交付申請時点で把握した情報を記載すること。

新	旧
<p>別紙 2</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇厚生（支）局長 殿</p> <p style="text-align: right;">指定都市の長 中核市の長 印 市区町村の長</p> <p>平成 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の事業実績報告 について</p> <p>平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度地域介護・福祉空間 整備等施設整備交付金の事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 精算額一覧表 別紙（2）－1 のとおり</p> <p>2 平成 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金精算額算出内訳 別紙（2）－2 のとおり</p> <p>（添付書類） ・指定都市、中核市又は市区町村の歳入歳出決算書（見込書）抄本</p>	<p>別紙 2</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇厚生（支）局長 殿</p> <p style="text-align: right;">指定都市の長 中核市の長 印 市区町村の長</p> <p>平成 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び <u>地域介護・福祉空間整備推進交付金</u>の事業実績報告について</p> <p>平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度地域介護・福祉空間 整備等施設整備交付金及び<u>地域介護・福祉空間整備推進交付金</u>の事業実績について は、次の関係書類を添えて報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 精算額一覧表 別紙（2）－1 のとおり</p> <p>2 平成 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び<u>地域介護・福祉空間 整備推進交付金</u>精算額算出内訳 別紙（2）－2 のとおり</p> <p>3 <u>先進的事業支援特例交付金（介護予防・生活支援拠点）に係る 事業計画確認シート</u> 別紙（2）－3 のとおり</p>

新

旧

(添付書類)

- ・ 指定都市、中核市又は市区町村の歳入歳出決算書（見込書）抄本

新

別紙（2）－1（略）

旧

別紙（2）－1（略）



新

(削除)

旧

別紙(2)-3

事業実績報告用

先進的事業支援特例交付金(介護予防・生活支援拠点)に係る事業計画確認シート

計 画 名 称		都 道 府 県 名	
市 町 村 名		区 域	

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)開始日	平成 年 月
--------------------------	--------

1. 詳細な事業計画・事業内容

①総合事業の目標(定量的)

--

②総合事業の内容

--

③新設の理由※新設の場合のみ記入すること。

--

④施設名称及び設置場所

施設名称	
設置場所	

⑤設置主体 ※種別欄には法人種別(社会福祉法人、株式会社等)を、概要欄には定款等に記載された目的・活動・事業等を記載すること。

名 称		種 別	
概 要			

⑥整備事業に要する費用 ※請求書(業者の見積りが提出できない場合は、市町村の建設部局等のものでも可)を添付すること。

総 事 業 費		(単位:千円)
対象経費の表支出額		
交付申請額		

⑦対象施設の面積等 ※平面図、位置図、写真(建設予定地の状況や既存施設の改修の場合、現況等)を添付すること。

敷 地 面 積		(単位:㎡)
延 床 面 積		
うち事業対象部分の面積		

2. 当該事業が「先進的」である理由 ※当該事業が全国的に見て先進的な事業であるとする理由を記載すること。

--

新

(削除)

旧

3. 当該事業の利用者数見込(実績)

当該区域における需要予測		見込み数の考え方											
月間見込総数(人)													
※当該事業の利用者数見込み(潜在的需要見込み数)及びその考え方について記載すること。													
年間見込(実績)総数(人)		各月の延利用者数見込(実績)(人)											
開設初年度	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
※当該事業の「開設初年度」における各月の延利用者数実績を記載すること。年度途中での開設の場合は、開設日以降の実績を記載すること。		実績											
2年度目	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
※当該事業の「2年度目」における各月の延利用者数見込みを記載すること。		見込数											

4. 当該事業に係る運営費(ランニングコスト)の年間収支見込み ※収入及び支出の予定及び考え方を記載すること。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

5. 当該事業により期待される事業効果

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(参考) 過去の「市町村提案事業」または「地域支え合いセンター」の実施状況及び整備した施設の利用状況

事業実施年度、整備計画名、施設名、設置主体			利用状況													
実施年度	計画名		年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	施設名		延利用者数(人)													
	設置主体															
実施年度	計画名		年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	施設名		延利用者数(人)													
	設置主体															
実施年度	計画名		年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	施設名		延利用者数(人)													
	設置主体															

※過去に「市町村提案事業」、「地域支え合いセンター」により整備した施設について、事業実施年度、整備計画名、施設名、設置主体及び直近の1年度(4月～3月)の月別延利用者数を記載すること。なお、延利用者数欄には、施設全体ではなく当該事業により整備した部分(多世代交流スペース、コミュニティカフェ等)の延利用者数を記載すること。また、前年度に事業を実施し、終了・開設前で利用実績が無い施設及び利用者数を把握していない施設については、実施年度、計画名、施設名、設置主体のみ記載すること。記入欄が足りない場合は、同様の様式を作成の上、別紙にて提出すること。

6. 施設・事業所の整備後、利用状況の把握方法及び利用率向上に向けた取り組み等について

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(注) 事業実績報告時点で把握した情報を記載すること。

## 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金調書

平成 年度 厚生労働省所管

( 市町村名 )

歳出予算科目	交付決定額	市 町 村				備考	
		入		出			
		歳	入	歳	出		
	円	円	円	円	円	円	
(項) 介護保険制度運営推進費							
(目) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金							
(目) 地域介護・福祉空間整備推進交付金							

三

(作成要領)

- 1 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付金の額を記入すること。
- 2 「市町村」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記入すること。「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 4 補助事業等の市町村の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該事業等に係る交付金についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において市町村の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に交付金額を内書 ( ) をもって附記すること。

## 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金調書

平成 年度 厚生労働省所管

( 市町村名 )

歳出予算科目	交付決定額	市 町 村				備考	
		入		出			
		歳	入	歳	出		
	円	円	円	円	円	円	
(項) 介護保険制度運営推進費							
(目) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金							

(作成要領)

- 1 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付金の額を記入すること。
- 2 「市町村」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記入すること。「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 5 補助事業等の市町村の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該事業等に係る交付金についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において市町村の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に交付金額を内書 ( ) をもって附記すること。

四

新

別紙4～別紙4－(1) (略)

旧

別紙4～別紙4－(1) (略)

新	旧
<p>別紙 5</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇厚生（支）局長 殿</p> <p style="text-align: right;">指定都市の長 中核市の長 印 市区町村の長</p> <p>平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書</p> <p>平成 年 月 日厚生労働省 第 号で交付決定を受けた平成 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額については、下記の通り報告する。</p> <p>1 施設の種類及び名称</p> <p>2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額 金 _____ 円</p> <p>3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（要交付金返還相当額） 金 _____ 円</p> <p>4 添付書類</p>	<p>別紙 5</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇厚生（支）局長 殿</p> <p style="text-align: right;">指定都市の長 中核市の長 印 市区町村の長</p> <p>平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書</p> <p>平成 年 月 日厚生労働省 第 号で交付決定を受けた平成 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額については、下記の通り報告する。</p> <p>1 施設の種類及び名称</p> <p>2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額 金 _____ 円</p> <p>3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（要交付金返還相当額） 金 _____ 円</p> <p>4 添付書類</p>

新

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

(注) 当該事業に係る各所管局課に提出すること。

旧

3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

(注) 当該事業に係る各所管局課に提出すること。